

# 佐賀県公文書館だより

第5号 平成31年3月



明治維新 150 年関連企画「公文書から読み解く明治維新と佐賀」より

## ～ 目次 ～

- 明治維新 150 年関連企画展示報告 . . . 2～5
- ご利用案内・所蔵状況 . . . . . 6

◎明治維新150年関連企画 展示報告◎

# 公文書から読み解く 明治維新と佐賀

- I 佐賀県の成立（平成30年4月4日～7月1日）
- II 新しい仕組みの導入（同年7月4日～9月30日）
- III 変わる暮らし（同年10月3日～12月28日）
- IV 地方自治のはじまり（平成31年1月9日～3月29日）



平成三十（二〇一八）年は、明治改元から百五十年の年にあたり、全国各地で明治維新百五十年事業が催され、本県においては、肥前さが幕末維新博覧会（会期・平成三十年三月十七日～同三十一年一月十四日）を開催しました。

これに合わせて、当館では、「明治維新と佐賀」をテーマに年間を通じて全四回シリーズの資料展を行いました。

## I 佐賀県の成立

廃藩置県から現在の県域が確定するまでを取り上げました。

### 廃藩置県後の佐賀

明治四（一八七二）年七月、廃藩置県で藩から県となった<sup>いずはら</sup>厳原・佐賀・蓮池・小城・鹿島・唐津の六県は、同年十一月までに統合し、伊万里県となります。

伊万里に県庁が置かれましたが、県の西端に位置しており、役人の多くが現在の佐賀市周辺に居住していたことから不便であったため、明治五（一八七二）年五月に県庁を佐賀に移し、佐賀県に改称されます。

佐賀県では旧佐賀藩出身者による統治が続いていましたが、明治六（一八七三）年七月、他県出身者の岩村

通俊が権令（のちの県知事）に任命され、中央集権的な改革を断行しました。

一方で、明治六年十二月、佐賀において征韓論に賛成する士族が征韓党を結成し、翌七（一八七四）年一月には、旧藩時代の体制を支持する士族たちが憂国党を結成します。政府は、旧藩藩である佐賀の反政府的な動きを警戒していました。

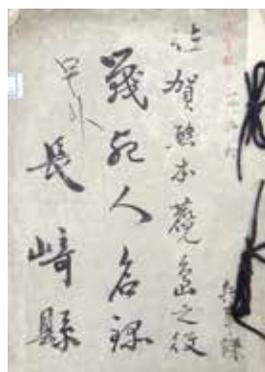
征韓論争で辞職した前参議の江藤新平、そして蝦夷开拓使首席判官や秋田県権令を歴任した島義勇<sup>よたけ</sup>は、士族たちの暴発をおさえるため帰県したものの、政府は鎮圧軍を配備して制圧しようとしたことから、反発した江藤と島は、明治七年二月、征韓党と憂国党の士族たちを率いて戦い



明治七年役之梗概より

ました（佐賀の乱（佐賀戦争）が、敗れ去り、処刑されました。当館所蔵資料『明治七年役之梗概』（大正五年）には、その概要が記載されています。

また、『佐賀 熊本 鹿児島之役 戦死人名録』（年不詳）には、佐賀の乱（佐賀戦争）、神風連の乱、西南戦争で戦死した鎮圧軍側の佐賀出身者の名前が綴られています。

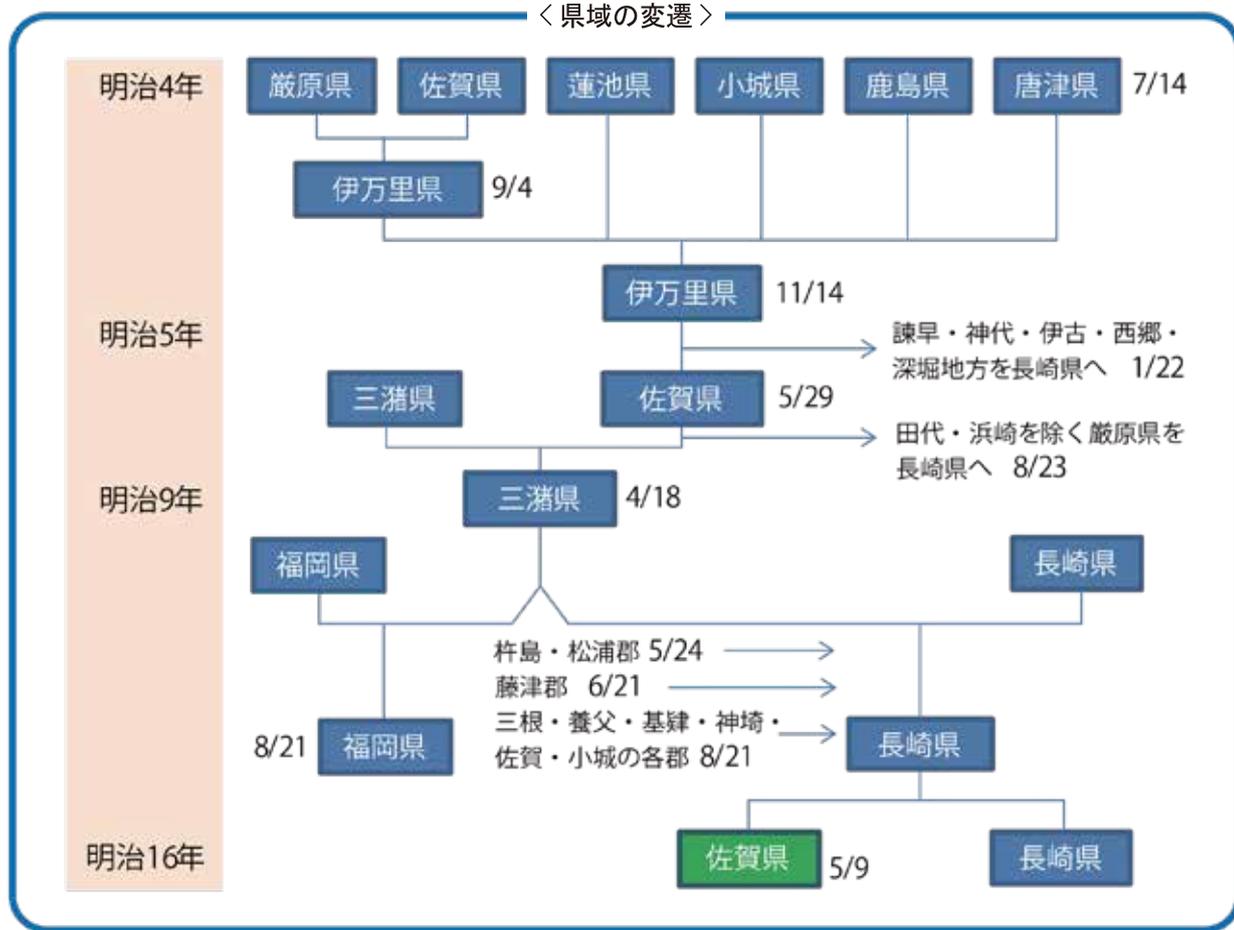


佐賀 熊本 鹿児島之役  
戦死人名録

佐賀の乱（佐賀戦争）以後も佐賀県では士族に不穏な動きがあったことから、政府から難治県の一つと考えられており、この難治県を近県に併合することで旧藩士族と県庁の結びつきを遮断し、県に対する政府の統制力を強化しようとしています。

佐賀県は、明治九（一八七六）年四月に三瀧<sup>みづたに</sup>県に併合されますが、順次長崎県へ移管され、同年八月には三瀧県が廃止となり、旧佐賀県域はすべて長崎県へ併合されました。

その六年後の明治十五（一八八二）



旧版『佐賀県の歴史』付録、『法令全書』、『長崎県史稿』をもとに作成

年、佐賀県を復活させようという運動がおこり、翌十六（一八八三）年五月に長崎県から分離独立し、現在

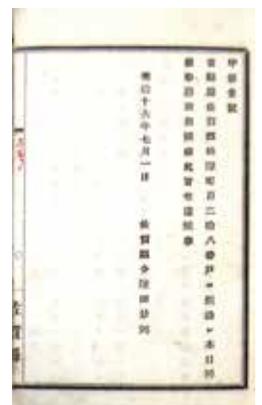
の佐賀県域となります。県庁は、佐賀中学校の校舎を仮庁舎とし、明治十六年七月一日に開庁

＜ 大区小区の変遷 ＞

	明治5年 大区 (小区は省略)	明治8年 改正	三潁県 時代 (明治9年 4月時点)	長崎県 時代 (明治9年 8月時点)
基肄、 養父、 三根郡	1～3大区	3大区	15大区	42大区
			1～4小区	
神埼郡	4～6大区	2大区	16大区	41大区
			1～5小区	
佐賀郡	7～16大区	1大区	17大区	40大区
			1～9小区	
小城郡	17～21大区	4大区	18大区	39大区
			1～5小区	
杵島郡	22～25・ 33・34大区	6大区	20大区	37大区
			1～6小区	
松浦郡	26～32・ 35～37大区	5大区	19大区	36大区
			1～12小区	
藤津郡	38～41大区	7大区	21大区	38大区
			1～5小区	

明治四（一八七二）年四月に戸籍法が公布され、戸籍は住所地を基本として、戸籍制と大区小区制

に新しく導入した仕組みについて紹介しました。



県庁を松原町へ仮設の旨達

明治政府が近代国家をつくるために、まず国民を一律に把握することが必要でした。

しかし、大区小区制は、区名が番号表記であるため分かりにくく、特に佐賀県の場合は、明治初期に県の統廃合を繰り返していたため、そのたびに番号が変わるといった煩わしさがありました。

に編成されました。各地方を番号が付いた区に分け、家に地番号を付け、一人一人の住所・氏名・年令などを把握できるようにしました。

## 地租改正

政府は、近代的土地所有権と財政基盤を確立するため、土地制度の改革に着手し、明治六（一八七三）年七月に地租改正条例を公布しますが、佐賀県では、江戸時代から続く加地子地（小作地）の取扱いが問題となりました。

天保十三（一八四二）年以来、佐賀藩の土地政策によって、小作人が地主に納める加地子米（小作料）は免除されてきました。

しかし、県は、これを撤廃し、加地子地処分令を発令しましたが、処理はなかなか進みませんでした。

西松浦郡では一揆も起こり、地主・小作人間の土地所有権をめぐる紛争が明治十六（一八八三）年頃まで続きました。



加地子地反別持主書上帳

## 近代教育のはじまり

明治四（一八七一）年七月、文部省が設置されます。省創設当初、文部卿（のちの文部大臣）は就任を見ず、文部大輔の江藤新平が事実上の最高責任者となりました。その後、初代文部卿に大木喬任が任命され、学制の制定にあたりました。

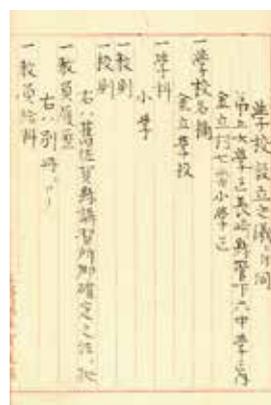
明治五（一八七二）年八月、政府は学制を公布し、全国を八大学区（のち七大学区）に分け、その下に中学区・小学区を設定し、教育行政事務を担当する学区取締を置き、教員を養成するための師範学校を設けることも規定しました。

明治六（一八七三）年十月、佐賀県は、第五大学区第六く八中学区に指定されます。翌年初頭には小学区も確定し、三十一の小学校が開校しましたが、同年二月の佐賀の乱（佐賀戦争）により学制の実施は一時中断することとなります。



学区番号が記された  
佐賀県管内戸口便覧

その後、明治八（一八七五）年に、県は中・小学区を改定し、学区取締事務章程を定め、教育行政体制を整備し、さらには、小学教員講習所が開校し、県下における教員養成が開始され、学制の実施が本格化しました。



学校設立之儀二付伺

## Ⅲ 変わるくらし

日本が西洋諸国と同等の文明国であることを示すため、明治政府が積極的に取り入れた西洋文化について紹介しました。

### 市民生活の変化

明治初頭は、江戸時代のお金・藩札と明治政府が発行したお金が入り乱れて流通しており、外国との貿易にも支障が生じるため、政府は明治四（一八七二）年に新貨条例を定め、円・銭・厘を単位として、信頼できる全国統一の紙幣と貨幣を発行しました。

また、明治五（一八七二）年十一月、政府は西洋諸国が採用している太陽暦の導入を発表し、同年十二月二日

にそれまで使用していた太陰太陽暦を打ち切り、翌日を太陽暦による明治六（一八七三）年一月一日としました。

貨幣制度の統一と太陽暦の導入は、当時、参議を務めていた大隈重信が主導したものです。

### 交通・通信の展開

明治五（一八七二）年九月十二日、日本で初めての鉄道が新橋く横浜間に正式に開業し、九州では、明治二十二（一八八九）年十二月十一日に博多く千歳川仮停車場（現・鳥栖市）間に初めて鉄道が開業します。

県内では明治二十四（一八九二）年八月に鳥栖く佐賀間、同二十八（一八九五）年五月に佐賀く武雄間、同三十（一八九七）年七月に武雄く早岐（長崎県）間が順次開通しました。



九州鉄道線路のため県道使用願

通信の面では、明治四（一八七二）年一月二十四日、新式郵便制度の開始が布告され、同年三月一日から東京・大阪・京都間において郵便事業が始まりました。郵便路線は広がり、県内においても、同年末までに鳥栖・神埼・小城・嬉野・佐賀の各地に郵便取扱所（のちの郵便局）が設置されました。



郵便局新設置往復度数増加の旨達

電信線の架設も進み、明治六（一八七三）年二月に開通した東京と長崎間の電信線架設工事では、当時、工部省初代電信頭を務めていた石丸安世が活躍しています。

明治六年十月一日、佐賀郵便取扱所に佐賀電信局が併設され、電報業務を開始しました。

#### IV 地方自治のはじまり

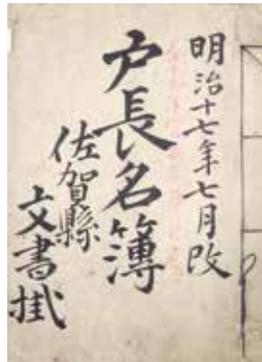
近代的な地方制度の導入と地方自治の草創期について紹介しました。

#### 三新法の制定

明治政府は、地方制度の改革に乗り出し、明治十一（一八七八）年七

月二十二日に郡区町村編制法・府県会規則・地方税規則を公布します。これらは三新法と総称され、近代日本初の統一的な地方制度でした。

三新法が施行された当時、佐賀県域は長崎県の管轄下にあり、明治十一年十月に長崎県は郡区町村編制法を施行しました。これにより、大区小区制を廃し、府県のもとに行政單位として旧来の郡や町村を認めて、郡長・戸長を置き、佐賀県域は七大区四十六小区から十郡となりました。



戸長名簿

#### 県会の開設

明治十二（一八七九）年三月、長崎県会が開設され、定員六十二人のうち、二十六人が佐賀県域選出の議員でした。初代議長には、小城郡選出の松田正久が任命されています。

また、佐賀県が独立するまでの約四年間に議長や副議長を務めた五人のうち、四人が佐賀県域の議員でした。明治十六（一八八三）年五月に佐賀県が長崎県から独立すると、県会

も独立し、同年八月に最初の臨時県会が願正寺（現・佐賀市呉服元町）で開かれています。

三年後の明治十九（一八八六）年には、県会議事堂が北堀端（現・佐賀市松原）に新築され、その後、同二十九年（一八九六）年に県庁西側に新築移転しました。



佐賀県会議事堂：明治29年築  
佐賀県立図書館所蔵  
『佐賀県写真帖』より

#### 地方制度の整備

政府は、憲法制定と国会開設に向けた地方制度を確立するため、地方自治を認めつつ、政府の統制を加える中央集権的な体制を整備します。

明治二十一（一八八八）年四月に市制・町村制が公布され、翌年四月から各地方の状況に応じて施行されました。

佐賀県では、町村制実施取調委員

を設けて準備を進め、明治二十二（一八八九）年四月一日に施行しました。



市制町村制施行二付内申書

また、明治二十三（一八九〇）年五月、府県制・郡制が公布されますが、施行の前提となる郡の再編は、全国的に難航しました。

佐賀県では、明治二十九（一八九六）年に三根・養父・基肄郡を合併して三養基郡とし、翌三十（一八九七）年六月一日に郡制を、同年九月一日に県制を施行しています。

※日付について：明治五年までは旧暦、明治六年以降は新暦で表記しています。

#### 主要参考文献

- ・山川出版社発行『佐賀県の歴史』
- ・長野暹『佐賀の役』と地域社会
- ・『佐賀県史』（下巻）
- ・『佐賀県警察史』（上巻）
- ・『伊万里市史 近世・近代編』
- ・『佐賀県教育史』（第四巻）
- ・『佐賀市史』（第三巻）
- ・『佐賀県議会史』（上巻）

ご利用案内

◎ 歴史的文書検索システム

当館で保管する歴史的な文書は、佐賀県公文書館のホームページで検索することができます。トップページ中央部の「歴史的な文書検索システム」のバナーをクリックしてください。



【ホームページトップ画面】

キーワードによる簡易検索のほか、文書の年代・文書の作成主務課等による詳細検索ができます。  
数字を含むデータを検索される際は、半角数字、全角数字、漢数字でも検索されることをおすすめします。

◎ 事前審査

歴史的な文書には個人情報を含むものもあります。個人情報保護の観点



【文書検索結果一覧画面】

閲覧希望資料にチェックを入れ、右下のボタンを押すと「歴史的な文書閲覧等申請書」の自動作成ができます



【詳細検索画面】

課名や年号が  
選択できます

からマスキング等の処理が必要な場合がありますので、事前に閲覧申請が必要です。審査には一週間程度かかります。

◎ 閲覧申請

閲覧申請は、ホームページからダウンロード又は館内受付にある「歴史的な文書閲覧等申請書」により行ってください。メール・FAXでも受け付けています。原本の劣化を防ぐため原則としてマイクロフィルム又はPDFファイルでの閲覧となりますのでご了承ください。

◎ 開館時間

午前九時～午後五時

◎ 休館日

毎週月曜日（ただし、月曜が祝日の場合は開館し、翌日休館）、年末年始

◎ アクセス



歴史的な文書所蔵数（平成29年度末現在）

文書の作成機関	冊数
知事部局	15,874
教育委員会	486
議会事務局	427
人事委員会	32
計（前年比）	16,819(+689)

一般利用数（平成30年度4月～1月）

閲覧件数	見学者
125件	145人

所蔵・利用状況

《編集・発行》

佐賀県公文書館  
〒840-0041  
佐賀市城内1丁目6番5号 佐賀県庁南館2階  
TEL：0952-25-7365 FAX：0952-25-7410  
E-mail：kobunshokan@pref.saga.lg.jp  
詳しい情報については、当館HPへ。

佐賀県公文書館

検索

佐賀県  
http://www.pref.saga.lg.jp/